

警察庁丁備発第11号

防 運 第 1 5 2 号

平成8年1月17日

一部改正：平成19年1月9日

一部改正：平成31年4月1日

一部改正：令和5年3月22日

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する
協定」の実施に係る留意事項

警察庁警備局警備課長

近 石 康 宏

防衛庁防衛局運用課長

金 澤 博 範

(協力をする際の原則)

第1条 大規模災害に際して、警察及び自衛隊が相互に最大限の協力をするのは、その任務をより効果的に遂行するうえで最も重要なことであり、警察及び自衛隊は、今後とも、警察庁－防衛省、各管区警察局・警視庁・各道府県警察本部一部隊等の各レベルにおいて平素から緊密な連絡調整を維持、強化していくものである。「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日 警察庁丙備発第8号、防運第151号。以下「協定」という。)は、この趣旨を明確にし、大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力がより迅速かつ円滑に行われるようにするものである。

なお、協定に定める警察及び自衛隊の相互の協力は、各々の本来業務に支障のない範囲で行うものであることは当然である。

(協定の「大規模災害」の意義)

第2条 協定第1条中「大規模災害（警察及び自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。）」の「その他の事態」とは、規模は小さいが特殊な災害及びハイジャック、銃器を使用したたてこもりの事案のようにその解決のためには警察官等の輸送支援を自衛隊が行うことが必要となる事態をいうものである。

（協定第2条「1 情報交換」について）

第3条

(1) 協定第2条1(1)に定める情報交換の対象となる情報は、

- ①大規模災害の状況に係る情報
- ②救援活動等の態勢に係る情報
- ③部隊等の移動に係る情報
- ④上記のほか、警察及び自衛隊の任務遂行に資する情報

とし、相互に積極的に連絡を取り合い、情報の共有に努めるものとする。

(2) 同乗の手続き

協定第2条1(2)により、警察職員が自衛隊の航空機に同乗その他の必要な協力を依頼するときは、当該依頼に係る警察職員が所属する警察庁又は都道府県警察の別表に定められた連絡調整責任者は、その対応する自衛隊側責任者と協議するものとする。

（協定第2条「2 連携のための調整」について）

第4条 協定第2条2に定める連携のための調整については、災害現場において設置される合同調整所で行うものとする。ただし、合同調整所が設置されていない場合は、災害現場を管轄する警察の施設等で行うものとする。また、その内容は、警察及び自衛隊の各部隊がそれぞれ行う活動並びに警察及び自衛隊の各部隊が共同で行う活動に係るものとする。

（協定第2条「3 移動のための協力」について）

第5条

1 協定第2条3(1)に定める自衛隊が行う警察官等の航空輸送その他の輸送支援につ

いては、以下の要領で行うものとする。ただし、当該輸送支援が、災害に係るものであって、当該警察官等が所属する都道府県警察の管轄区域内のみで行われるときは、当該都道府県警察の連絡調整責任者とその対応する自衛隊側責任者で協議するものとする。この場合、当該輸送支援が他の自衛隊に関係するときは、当該自衛隊側責任者は、関係する他の自衛隊の部隊等に通報するとともに、警察側責任者に対し当該部隊等の責任者、所在地等を連絡するものとする。

(1) 警察庁からの支援依頼

防衛省への支援依頼については、警察庁警備局長から防衛省運用企画局長に対し、様式 1 の文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(2) 防衛省の措置

防衛省は、(1)により依頼を受け、当該依頼に係る輸送を行うことが適当と認めたときは、速やかに、様式 2 の文書により回答するものとする。ただし、警察庁からの依頼により文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 協定第 2 条 3 (2) に定める警察が行う災害派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の先導
その他当該部隊等の被災地等への迅速な移動を確保するための協力については、以下の要領で行うものとする。

(1) 自衛隊からの協力依頼

被災地等を警備区域とする方面総監（被災地等が方面総監の警備区域内にあるときは、当該被災地等を警備地区とする方面総監が指定する師団長又は旅団長を含む。）（「担当方面総監等」という。この項において同じ。）は、その隷下の部隊等（他方面区から救援のため災害派遣を命ぜられ、担当方面総監等の指揮下に入った部隊等を含む。）が、警察の先導その他の協力を必要とするときは、当該被災地を管轄する管区警察局長に様式 3 の文書により依頼するものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

なお、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が、警察の先導その他の協力を必要とするときは、当該部隊等が指揮を受ける防衛大臣直轄部隊等の長から当該被災地を管轄する管区警察局長に依頼するものとする。

(2) 管区警察局の措置

管区警察局長は、(1)により依頼を受け、当該依頼に係る協力を行うことが適当と認めたときは、速やかに、様式4の文書により回答するものとする。ただし、自衛隊からの依頼により文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(平素の連絡調整)

第6条 協定第3条に定める警察及び自衛隊の平素の連絡調整の責任者は、別表のとおりとし、両者間において連携要領を定めるなど必要な連絡調整を行うものとする。

なお、自衛隊側責任者は、警察との連絡調整において他の自衛隊との調整を必要とする事項が生じた際は、関係する他の自衛隊の部隊等に通報するとともに、警察側責任者に対し当該部隊等の責任者、所在地等を連絡するものとする。

連絡調整責任者担任区分

	警察側責任者	自衛隊側責任者
中央	警察庁警備局警備運用部警備第三課長	防衛省統合幕僚監部参事官
地方	北海道警察本部長	北部方面総監
	函館、旭川、釧路、北見各方面本部長	北部方面総監の指定する師団長若しくは旅団長又は駐屯地司令の職にある部隊等の長
	東北管区警察局長	東北方面総監
	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県警察本部長又は警備部長	東北方面総監の指定する師団長又は駐屯地司令の職にある部隊等の長
	関東管区警察局長	東部方面総監
	警視庁警備部長、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡各県警察本部長又は警備部長	東部方面総監の指定する師団長若しくは旅団長又は駐屯地司令の職にある部隊等の長
	中部、近畿、中国四国各管区警察局長	中部方面総監又はその指定する師団長若しくは旅団長
	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各府県警察本部長又は警備部長	中部方面総監の指定する師団長若しくは旅団長又は駐屯地司令の職にある部隊等の長
	九州管区警察局長	西部方面総監
	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県警察本部長又は警備部長	西部方面総監の指定する師団長又は駐屯地司令の職にある部隊等の長
	沖縄県警察本部長	南西航空方面隊司令官

(様式1)

警察庁 発第 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

防衛省統合幕僚監部総括官 殿

警察庁警備局警備運用部長

〇〇〇に伴う警察への協力について（依頼）

みだしのことにつきましては、下記の事項につき、貴省の御協力をお願いいたします。

記

1 協力依頼事項

- (1) ○年○月○日
- (2) 人員、装備品（出発地～到着地）

2 その他

(様式2)

統幕参第 号

○ 年 ○ 月 ○ 日

警察庁警備局警備運用部長 殿

防衛省統合幕僚監部総括官

〇〇〇に伴う警察庁への協力について（回答）

警察庁 発第 号（○年○月○日）により依頼のあった標記について、依頼の趣旨に沿って協力することとなりましたので回答します。

(様式3)

発第 号

平成○年○月○日

○○管区警察局長 殿

○○方面総監

○○○に伴う自衛隊への協力について（依頼）

みだしのことにつきましては、下記の事項につき、貴庁の御協力をお願いいたします。

記

1 協力依頼事項

（1）○年○月○日

（2）先導等を要する部隊の規模、出発地～到着地

2 その他

(様式4)

第 号

○年○月○日

○○方面総監 殿

○○管区警察局長

○○○に伴う自衛隊への協力について（回答）

発第 号（○年○月○日）により依頼のあった標記について、依頼の趣旨に沿って協力することとなりましたので回答します。